

ヤンバルクイナ
保護増殖事業10ヶ年実施計画
(令和8(2026)年度ー令和17(2035)年度)

令和8(2026)年4月
環境省沖縄奄美自然環境事務所

ヤンバルクイナ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画

1. 対象種

ヤンバルクイナ (*Gallirallus okinawae**)

*日本鳥類目録改定第8版(2024年9月発行)では *Hypotaenidia okinawae*

2. 分類及び生態

ヤンバルクイナ *Gallirallus okinawae* は国頭村、大宜味村、東村からなる沖縄島北部地域(通称やんばる地域)のみに生息する固有種で、昭和56(1981)年に新種として記載された(Yamashina & Mano, 1981)。本種は日本で唯一の無飛力の鳥類であり、数万年前に南方から沖縄島に飛来した祖先種が、しだいに地上生活に適応し、現在のヤンバルクイナへと進化したものと考えられている。その背景として、沖縄島には強力な捕食者となる肉食獣が在来分布せず、亜熱帯の常緑広葉樹林は生物が多様で地上に餌となる小動物が豊富であり、飛翔力が無くとも繁殖可能な条件があったためと考えられている(尾崎, 2005)。

無飛力のクイナ類は世界で33種が知られ、その多くは島嶼に分布し、島の固有種・固有亜種となっていることが多い。そのうちの13種は17世紀以降、既に絶滅(EX)している。現存する20種も、2種を除いた18種がいずれも絶滅の危機にあると言われ、その原因は狩猟、環境破壊、外来種の持ち込みなど人為的な影響がほとんどである(尾崎, 2005)。

本種は、常緑広葉樹林の林床や周辺の草地に生息する。繁殖期は3～6月で、地上に営巣し、一腹産卵数は4～5卵である。雑食性であるが昆虫類、甲殻類、両生類などの小動物を主食とする。生息個体数は昭和60(1985)年に約1,800羽と推定されていたが(環境庁, 1986)、その後生息適地の縮小やフイリマングース(特定外来生物)、イヌ、ネコ等による捕食の影響を受けて平成12(2000)年頃には1,000羽以下まで減少したと推定されている(環境省那覇自然環境事務所, 2008)。その後、マングースの防除が進んだことで、本種の個体数と分布域は回復傾向にあり、近年の推定個体数は1,100～1,700羽程度で推移している(環境省沖縄奄美自然環境事務所, 2025)。

3. 法的位置づけ等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- ・平成5(1993)年に国内希少野生動植物種に指定
- ・平成16(2004)年に保護増殖事業計画を策定

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- ・昭和40(1965)年に生息地の一部が伊部岳鳥獣保護区に指定
- ・昭和40(1965)年に生息地の一部が西銘岳鳥獣保護区に指定
- ・昭和40(1965)年に生息地の一部が与那覇岳鳥獣保護区に指定

- ・昭和 40（1965）年に生息地の一部が佐手川流域鳥獣保護区に指定
- ・昭和 50（1975）年に生息地の一部が県指定安波鳥獣保護区に指定
- ・平成 21（2009）年に生息地の一部が国指定やんばる（安田）鳥獣保護区に指定
- ・平成 21（2009）年に生息地の一部が国指定やんばる（安波）鳥獣保護区に指定

○自然公園法

- ・平成 28（2016）年に生息地の一部がやんばる国立公園に指定
- ・平成 30（2018）年に公園区域及び公園計画の変更
- ・令和 2（2020）年に公園区域及び公園計画の変更

○文化財保護法

- ・昭和 47（1972）年に生息地の一部が与那覇岳天然保護区域に指定
- ・昭和 57（1982）年に国の天然記念物に指定

○その他

- ・令和 3（2021）年に生息地の一部が世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に登録
- ・IUCN レッドリスト 2021 において絶滅危惧 I B 類（EN）に掲載
- ・環境省第 5 次レッドリスト 2026 において絶滅危惧 I A 類（CR）に掲載

4. 策定理由

保護増殖事業の開始から 20 年が経過し、これまでの事業によって、生息状況や生物学的特性の把握、外来種・交通事故防止対策、普及啓発の推進等の様々な面で成果が得られてきた。特に、種の保存を図る上で基礎的な情報となる生息状況や生物学的特性等について、研究者等との協力・連携により知見の蓄積が進んだことの意義は大きい。また、マングース防除事業等の成果により、本種の生息個体数と分布域は回復傾向にある。しかしながら、安定した個体群を維持するには、依然として解決すべき問題点が複数存在している。

また、沖縄島北部地域はその独特で豊かな生物多様性を評価され「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産に登録されており、本種はその顕著な普遍的価値を証明する沖縄島北部地域の代表的な種として位置づけられている（日本政府, 2019）。

以上のことから、本種の保全を効果的に遂行するために、10 年後の本種のあるべき状態を目標として設定し、この目標を達成するために必要な対策を明記した「ヤンバルクイナ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（令和 8（2026）年度-令和 17（2035）年度）（以下、「本計画」という。）」を策定し、実効性のある保護増殖事業を進める。

5. 実施計画目標

令和 18(2036)年 3 月末までに、環境省レッドリスト (RL) においてカテゴリーの引き下げに相当する状況を目指す。

なお、カテゴリーの引き下げについては、ヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループ会合においてレッドリスト作成の手引を基にその要件を満たしているか等を整理し、目標の達成状況を評価することを可とする。

6. 実施期間

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日～令和 18 (2036) 年 3 月 31 日

※令和 13(2031)年度に中間評価を実施

7. 方針及び活動内容

本実施計画目標を効果的に達成するため、保護増殖事業計画の実施内容に基づく方針、及びそれに基づく活動内容を下記のとおり設定する。なお、本種の生息状況を回復するための直接的な対策を記した方針 1 については下位目標を設定する。

方針 1：各種法令等により生息適地の保護を図るとともに、外来種、交通事故等の影響を低減するための施策を講じる。

下位目標 1－1：既に沖縄島北部地域に侵入・定着している特定外来生物等の防除・低密度化、及び新たな脅威となり得る外来種の侵入・定着が防止されている。

活動 1－1－1：マングース防除

「第 4 期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画（令和 8 年度策定）」に基づきマングースの防除を行い、SF ライン以北からマングースを完全排除する。

活動 1－1－2：ネコ対策

「ずっとやんばる ずっとうちネコ アクションプラン 沖縄島北部地域における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画（令和 5 年度策定）」に基づき森林域からのネコの排除、及び自治体等と協力して集落内の飼い主不明ネコの保護収容・適正飼養の推進等を行う。

活動 1－1－3：外来ヘビ類対策

「沖縄島北部地域におけるタイワンスジオ及びタイワンハブ防除実施計画（令和 6 年度策定）」に基づき関係機関等と連携し、既侵入域における拡散防止・低密度化及び未定着域における定着の防止等を行う。

活動 1－1－4：その他の外来種等の侵入防止

本種の新たな脅威となり得る外来種の侵入・定着を防止するため、関係機関等との連携・協力を強化し、監視体制を構築する。

下位目標 1－2：交通事故対策や国立公園等の保護管理により生息地を健全な状態に保つ。

活動 1－2－1：交通事故対策

関係機関等と連携し、ハード・ソフト面での交通事故対策を強化する。また、必要に応じて重点対策区間の見直しを行い、実態に即したより効果的な対策を行う。

活動 1－2－2：傷病救護

傷病・死亡個体の救護・回収、及びそれらの個体から得られる情報の収集をすることで、活動 1－2－1、2－1－3 に資する情報の集積を行う。また、生態学・遺伝学・生理学的情報等は活動 2－1－3 及び 9. 飼育下繁殖及び野生復帰にも活用する。なお、回収した個体及びその個体から得られる情報の集積は国立環境研究所等の関係機関と協働して実施する。

活動 1－2－3：一般市民を対象とした情報発信及びデータ収集

一般ドライバーや地域住民に対してロードキルに関する情報発信を積極的に行い、交通事故防止及び希少種保全への意識醸成を図る。また、市民参加型モニタリングツールを用いて生息情報を収集し、活動 1－2－1 における重点区間の見直しやその他対策の検討時に活用する。

活動 1－2－4：開発規制等

国立公園及び鳥獣保護区を適正に保護管理することで本種の生息環境を維持し、自然公園法等の適正な執行により本種の生息環境に影響を及ぼし得る開発行為を規制する。

方針 2：生息状況把握のためのモニタリング調査を継続実施するとともに、個体数推定精度向上のための改善を行う。保全に必要な生態解明のための新たな調査手法を確立することで、より効果的に生態学的及び遺伝学的知見と情報を収集・蓄積し、生息個体数等の評価に用いる。また、生息個体数の減少要因とその程度を明らかにする。

活動 2－1－1：プレイバック調査

プレイバック調査を継続して行い、本種の分布域を把握する。また、他事業等で実施されているプレイバック調査等の結果も活用し、より効果的・効率的な調査を実施する。

活動 2－1－2：個体数推定手法の改善

個体数推定に適する新規調査の検討・実施、また他事業で得られたデータを活用することで、より精度の高い個体数推定手法を確立する。

活動 2－1－3：好適生息環境、生態等の解明

活動 2－1－2 で実施する個体数推定の結果を考慮し、研究者等と連携して本種の定着が阻害される要因や好適生息環境を把握するための検証等を行う。また、研究機関等と連携し、本種の傷病・死亡個体から個体群構造や個体群動態の解明に資する知見を収集し、得られた情報を生息状況の量的評価等に活用する。

方針 3：野生個体群が再び危機的状況に陥った場合に備えて、生息域外において保険個体群を維持し、遺伝的多様性を保持した飼育を継続するとともに、野生復帰技術を確立する。また、それらの技術を継承するための体制を構築する。

活動 3－1－1：遺伝的多様性に配慮した飼育下個体群の維持・管理

遺伝的多様性に配慮した飼育下個体の安定した飼育管理を行うとともに、飼育に関する知見を蓄積する。

活動 3－1－2：野生復帰技術の確立

飼育下繁殖個体が野生個体と同等の能力を有するかを評価するための野生復帰試験を実施する。調査手法についてもより安全で効果的な手法の開発に取り組む。また、生存率向上を目的とした環境順化・天敵訓練等、野生復帰に必要な手法を確立する。さらに、得られた知見を基に、再び野生個体群が危機的状況に陥った場合の野生復帰の実施判断基準を設定する。

活動 3－1－3：分散飼育の推進、技術継承

感染症等による飼育下個体群への壊滅的な影響を防ぐためのリスク分散、また、本事業で得られた技術を将来的に維持・向上するため、複数施設での分散飼育及び技術継承を行う。

活動 3－1－4：防疫対策

高病原性鳥インフルエンザをはじめとした感染症に対する防疫対策を行うとともに、研究機関等との連携を推進する。

方針 4：関係機関等と連携し、本種の生息を阻害する要因の軽減、及び普及啓発を通じた保全への理解を促進し、効果的かつ効率的に事業を推進する。

活動 4－1－1：関係機関との連携

本種の生息を阻害する要因低減のため、関係機関との連携を更に強化する。

活動 4－1－2：普及啓発と多様な主体による保全活動の促進

本事業に関する普及啓発活動を積極的に行うとともに、民間含む多様な主体による様々な保全活動の拡大を促進する。

8. その他

本計画の終了後は、達成状況の評価結果に基づき次期計画の策定または監視フェーズへの移行を検討する。

9. 関連資料一覧

- ・ヤンバルクイナ保護増殖事業計画
- ・ヤンバルクイナの飼育下繁殖に関する基本方針
- ・ヤンバルクイナ飼育下繁殖実施方針
- ・ヤンバルクイナ飼育技術マニュアル
- ・ヤンバルクイナ飼育下個体群管理マニュアル
- ・ヤンバルクイナ野生復帰マニュアル

10. 引用文献

環境庁（1986）特殊鳥類調査報告書. 43-61.

環境省那覇自然環境事務所（2008）平成 20 年度ヤンバルクイナ生息状況及び生態等把握調査業務報告書. 25pp.

環境省沖縄奄美自然環境事務所（2025）世界遺産登録に関する計画：適切なモニタリングと情報の活用，令和 5（2023）年度モニタリングの評価結果. 9-11, 167pp.

日本政府（2019）世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島. 325pp.

尾崎（2005）ヤンバルクイナに何が起きているのか～発見から 24 年, 絶滅の危機がせまる～. しまたてい(No. 34). 6-8

Yamashina & Mano (1981) A New Species of Rail from Okinawa Island. 山階鳥研報第 13 巻第 3 号 (No. 62) . 147-152.